平成27年度小規模企業共済法改正後の状況 について

平成29年3月中小企業庁

平成27年度小規模企業共済法改正等の項目一覧

1. 事業承継・新陳代謝の円滑化

(1)個人事業者の親族内における事業承継の円滑化 【第7条、第9条】

個人事業者が親族内で事業承継した場合、廃業と同様の支 給額に引き上げた。

(2) 会社役員の次世代への交代の円滑化 【第7条、第9条】

6 5 歳以上の会社役員については、退任時の支給額を老齢 給付の支給額と同様の支給額に引き上げた。

2. 利便性・魅力の向上に向けた制度の改善

(3)加入時の申込金の廃止【第5条】

共済契約の加入時及び増額時の申込金(現金)を添えずに 申し込むことを可能とした。

(4) 掛金滞納による共済契約の解除の取扱緩和【第7条】

共済契約者が12か月以上の掛金を滞納したとき、災害等 やむを得ない事情がある場合は共済契約を継続することを可 能とした。

(5) 小規模企業の経営状況に応じた掛金の柔軟化【第8条】

前制度では、経営の悪化、疾病・負傷等の場合を除き、毎月支払う掛金の額の減額が認められないところ、柔軟に変更可能とした。

(6) 分割共済金の回数変更【第9条】

共済金を分割して受け取る場合の支給回数を変更した。 (年4回→年6回)

(7) 受給権の拡大【第10条】

共済契約者が亡くなった場合に共済金を受給できる遺族に、 共済契約者の収入によって生計を維持していなかった「ひ 孫」と「甥・姪」を追加した。

(8) 共同経営者の独立による掛金通算【第13条】

共同経営者が、従事していた個人事業の廃止を伴わず、共同経営者の地位を退いた後、1年以内に新たに小規模事業者になった場合、共済契約の継続することを可能とした。

3. 法改正と併せて実施した取組

(9)契約者貸付制度の拡充

①一般貸付の限度額引上げ

一般貸付けの貸付限度額の上限を、これまでの1,000万円から2,000万円に引き上げた。

なお、複数の種類をあわせて借りる場合の貸付限度額も、 上限を1,500万円から2,000万円に引き上げた。

②廃業準備貸付制度の創設

(貸付上限額は1,000万円、特別金利(0.9%)、担保・保証 人は不要)

個人事業の廃止または会社の解散を円滑に行うため、設備 の処分費用や事業債務の清算などに要する資金について貸付 けが受けられる「廃業準備貸付け」を創設した。

- ※(1)~(9)①は、平成28年4月1日から開始。
 - (9)②は、平成27年10月1日から開始。

1. 事業承継・新陳代謝の円滑化

(1)個人事業者の親族内における事業承継の円滑化【第7条、第9条】

個人事業者が親族内で事業承継した場合、廃業と同様の支給額に引き上げた。 (準共済 → A共済)

(2) 会社役員の次世代への交代の円滑化【第7条、第9条】

6 5歳以上の会社役員については、退任時の支給額を老齢給付の支給額と同様の支給額に引き上げた。 (準共済 → B共済)

改正後の実績(事由別の支払実績)

	平成28年度 4月~12月	平成27年度 4月~12月	前年同期比
① 個人事業主及び共同経営者の親族内事 業承継(準共済→A共済)	672 件	154 件	436.4 %
② 65歳以上の役員の退任(準共済→B共 済)	1,252 件	543 件	230.6 %

(参考) 共済事由の引き上げの概要 支給金額 低 共済事由 A共済事由 準共済事由 B共済事由 解約事由 地位 〇個人事業の廃止 〇老齢給付 〇12月以上の掛金の滞納・ (注) 親族外に事業承継 (65 歳以上で180か 共済金等の不正受給 〇任意解約 を行った場合を含む 月以上掛金を納付) 個人事業者 〇法人成りし、その会社の 〇個人事業者が配偶者 〇個人事業者が配偶者又 役員となる場合 (共同経営者 又は子に事業を承継 は子に事業を承継 を含む) 〇法人成りし、その会社の 〇死亡 親族内承継を廃業と同様の 役員に就任しない場合 共済事由に引き上げ 〇会社等役員の退任 〇会社等の解散 〇老齢給付 〇12月以上の掛金の滞納・ (死亡・疾病・負傷・解散を (65 歳以上で180 か 共済金等の不正受給 除く。) 月以上掛金を納付) 〇任意解約 〇65歳以上の役員 会社等役員 の退任 2) 65歳以上については 〇死亡、疾病、負傷 共済事由を引き上げ

による退任

【共済事由について】

A共済事由

事業を廃止した際等に発生する事由。 受け取れる金額は、掛金を概ね<u>1.5%</u>で複 利計算した元利合計額に相当。

B共済事由

疾病等で会社を辞めた際等に発生する事由。 高齢の長期加入者も本事由の対象となる。 受け取れる金額は、掛金を概ね<u>1.0%</u>で複 利計算した元利合計額に相当。

<u>準共済事由</u>

みなし解約事由。法人成りし、その会社役員に 就任しない場合に事由が発生。受け取れる金 額は、共済事由に準じ、掛金総額相当。

解約事由

加入者の任意解約のほか、掛金滞納の際、解約事由となる。受け取れる共済金額は、掛金総額の80%~120%で、20年未満の解約の場合、掛金総額を下回る。

2. 利便性・魅力の向上に向けた制度の改善

(3)加入時の申込金の廃止【第5条】

共済契約の加入時及び増額時に申込金(現金)を添えずに申し込むことを可能とした。

改正後の実績(申込金(現金)無しによる契約件数(新規加入+増額変更))

	平成28年度 4月~12月	申込金(現金) 無しの割合
契約件数(新規加入+増額変更)	116,725件	
うち申込金(現金)無しの契約件数	69,172件	59.3%

(4) 掛金滞納による共済契約の解除の取扱緩和【第7条】

共済契約者が12か月以上の掛金を滞納したとき、災害等やむを得ない事情がある場合は共済 契約を継続することを可能とした。

改正後の実績(共済契約解除の取扱緩和)

	平成28年度4月~12月
適用件数	0 件

2. 利便性・魅力の向上に向けた制度の改善(つづき)

(5) 小規模企業の経営状況に応じた掛金の柔軟化【第8条】

前制度では、経営の悪化、疾病・負傷等の場合を除き、毎月支払う掛金の額の減額が認められなかったところ、柔軟に変更可能とした。

改正後の実績(掛金減額変更件数)

	平成28年度4月~12月	平成27年度4月~12月	前年同期比
減額	18,314 件	14,191 件	129.1 %

(6) 分割共済金の回数変更【第9条】

共済金を分割して受け取る場合の支給回数を変更した。 (年4回→年6回)

改正後の実績(共済金の受給方法)

	平成28 ² 4月~1		平成27年 4月~12	
	支給件数	割合	支給件数	割合
一括	37,300 件	96.0 %	37,406 件	96.8 %
10年分割	1,061 件	2.7 %	826 件	2.1 %
15年分割	511 件	1.3 %	418 件	1.1 %
合計	38,872 件	100.0 %	38,650 件	100.0 %

2. 利便性・魅力の向上に向けた制度の改善(つづき)

(7) 受給権の拡大【第10条】

共済契約者が亡くなった場合に共済金を受給できる遺族に、共済契約者の収入によって生計を 維持していなかった「ひ孫」と「甥・姪」を追加した。

改正後の実績(ひ孫、甥・姪への共済金支給)

	平成28年度4月~12月
ひ孫	0 件
甥・姪	3 件

(8) 共同経営者の独立による掛金通算【第13条】

共同経営者が、従事していた個人事業の廃止を伴わず、共同経営者の地位を退いた後、 1年以内に新たに小規模事業者になった場合は共済契約の継続ができるようにした。

改正後の実績(共同経営者の独立による通算件数)

	平成28年度4月~12月
共同経営者の独立による通算	7 5 件

3. 法改正と併せて実施した取組

(9)契約者貸付制度の拡充

①一般貸付の限度額引上げ

一般貸付けの貸付限度額の上限を、これまでの1,000万円から2,000万円に引き上げた。 なお、複数の種類をあわせて借りる場合の貸付限度額も、上限を1,500万円から2,000万円に引き上げた。

改正後の実績(一般貸付の実績)

	平成28年度 4月~12月	平成27年度 4月~12月	前年同期比
貸付件数	84,755 件	88,490 件	95.8 %
うち貸付金額 1,000万円超	1,913 件	-	_
平均貸付額	3,546 千円	3,385 千円	104.8 %

②廃業準備貸付制度の創設 (貸付上限額は1,000万円、特別金利(0.9%)、担保・保証人は不要)

個人事業の廃止又は会社の解散を円滑に行うため、設備の処分費用や事業債務の清算などに要する資金について貸付けが受けられる「廃業準備貸付け」を創設した。

改正後の実績(廃業準備貸付の実績)

	平成27年度10月~平成28年12月
廃業準備貸付	8 7 件